

## 13 臨床栄養師継続研修履修互換認定細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床栄養師資格認定規則第9条第1項に規定する継続研修として履修すべき研修科目・単位の一部に互換認定履修要件について、必要事項を定める。

(継続研修履修要件)

第2条 継続研修として履修すべき研修科目・単位の一部に相当する履修要件は、次のとおりとする(別表6)。

- ① 学会主催の継続研修・(特別)研修会・学術集会・地方会への参加者には、1回につき20単位を認定する。
- ② 臨床栄養師認定講座のうち継続研修者の参加が認められるものについては、1時間につき20単位とする。
- ③ 認定講座や継続研修の講義担当者には、1時間につき20単位を認定する。
- ④ 学会が主催し、履修単位の指定された学術集会、継続研修、研究会での筆頭発表者及び継続研修の症例発表者(ファシリテーター・コーディネーターを含む)には、1回につき20単位を認定する。継続研修等に参加した者は発表により単位の加算ができる。
- ⑤ 臨床栄養師研修施設の監督責任者及び継続研修者(臨床栄養師)には、研修者(継続研修者を含む)1人につき20単位を認定する。臨床栄養師の受託施設での継続研修は、1人につき20単位とする。なお、臨床研修時間相当の症例検討指導は、1症例につき20単位とする。
- ⑥ 査読のある学会誌等への自著等(共著を含む)の掲載は、1原著及び1書籍につき20単位とする。ただし、当学会誌及び研修委員会に認められた学会誌ならびに専門誌を対象とする。
- ⑦ その他、医療関連学会等が主催する学術集会及び認定講座等への参加者、研修委員会が指定する支援事業に携わった者等には、1回につき10単位を認定する。

(履修互換の認可)

第3条 前条第1号から第7号に該当する者は、臨床栄養師継続研修履修互換認定申請書(様式第(履)ー02号)にて、継続研修の履修互換の認定を申請することができる。

2 学会は、前条第1項第1号から第7号に規定する履修互換の要件を満たしていると認める者に対し、その旨を臨床栄養師認定研修・継続研修履修互換認定書(様式第(履)ー03号)にて通知するものとする。

(書類様式)

第4条 継続研修の履修互換の認定に必要な書類等の様式については、臨床栄養師認定研修・継続研修履修互換認定書類様式細則を別に定める。

(費用等)

第5条 継続研修履修互換の認定にかかる費用等については、臨床栄養師資格認定等費用細則を別

に定める。

付 則

- 1 この細則は、会則第3条第4号に規定する事業の開始の日から施行する。
- 2 この細則は、平成20年4月以降の事項について適用する。
- 3 この細則は、平成20年3月に改正され、平成20年4月より施行する。
- 4 この細則は、平成22年6月に改正され、平成22年7月より施行する。
- 5 この細則は、平成25年6月に改正され、平成25年7月より施行する。
- 6 この細則は、平成27年3月に改正され、平成27年4月より施行する。
- 7 この細則は、平成31年3月に改正され、平成30年4月以降の事項について適用する。
- 8 この細則は、令和2年3月に改正され、令和2年4月より施行する。
- 9 この細則は、令和3年6月に改訂され、令和3年6月より施行する。

## 臨床栄養師継続研修履修方法

- 1) 研修開始日：資格取得後直ちに登録を行い、継続研修申込書を学会に提出し、履修する
- 2) 研修終了日：新規登録者は開始年度（0年）の翌年度（1年）4月1日から5年後の3月31日とする  
登録更新者は開始年度（1年）の4月1日から5年後の3月31日とする
- 3) 研修内容は、臨床栄養師継続研修規則の第3条に規定する科目を基本とする
- 4) 研修は単位制で登録更新要件は100単位以上とする
- 5) 臨床栄養師研修委員会指定の研修会、講演会、学術総会等から計60単位以上を必修とする  
そのうち学会主催の継続研修から20単位以上を必修とする
- 6) 「研修参加記録簿」に証明書類を貼付し、登録更新時に申請書とともに学会に提出する

## 研修開始と更新の手続き

研修の流れ	学会提出書類の名称・様式番号及び内容
研修開始	・臨床栄養師継続研修申込書（願書）様式第（継）－06号，07号
↓	
認定単位証明書類の保管	・臨床栄養師認定登録更新申請書 様式第（登）－08号
研修終了	・臨床栄養師継続研修参加記録簿 様式第（継）－11号
↓	・臨床栄養師継続研修認定単位履修証明書（参加証） 様式第（継）－09号（学会用）
審査後、登録更新	・臨床栄養師継続研修認定単位履修証明書（参加証） 様式第（継）－10号（団体会）

## 単位認定と証明書類

該当事項	認定単位	証明書類	備考
学会主催の継続研修に参加した者	1回につき20単位	参加証のコピーか振込票のコピー	20単位以上を必修とする。
学会主催の（特別）研修会・学術集会・地方会に参加した者	1回につき20単位	参加証のコピーか振込票のコピー	40単位以上を必修とする。
臨床栄養師認定講座に参加した者	1時間につき20単位	参加申込書か振込票のコピー	継続研修者の参加が認められるものとする。
認定講座や継続研修の講義担当者	1時間につき20単位	講師等依頼書のコピー	
学会が主催し履修単位の指定された学術集会等での筆頭発表者及び継続研修の症例発表者（ファシリテーター・コーディネーターを含む）	1回につき20単位	学会等のプログラムのコピー（発表者名の記載されたページのみ） 参加証か依頼書のコピー	学術集会、継続研修、研究会での発表を含む。継続研修等に参加した者は発表により単位の加算ができる。
臨床研修受託施設の監督責任者及び継続研修者（臨床栄養師）	・研修者1人につき20単位 ・臨床栄養師の受託施設での継続研修は1人につき20単位	研修実施・修了者名簿か研修履修証明書・依頼書のコピー	臨床研修時間相当の症例検討指導は1症例20単位とする。
査読のある学会誌等への自著等（共著を含む）の掲載者	1原著につき20単位	別刷か論文のコピー（著者名の記載された表紙のみ）	当学会誌及び研修委員会に認められた学会誌等を対象とする。
	学術出版物1書籍につき20単位	学術出版物原本のコピー（著者名の記載された表紙のみ）	
その他、臨床栄養師研修委員会に認められたもの※	1回につき10単位	参加証のコピー 支援等を証明する書類のコピー	医療関連学会等が主催する学術集会等に参加した者、地域啓発・支援事業に携わった者等とする。

※下記のものについては、指定された単位とする。

日本臨床栄養学会のe-ラーニング学習1プログラムを10単位（30単位まで）。証明書類として受講証明書又は振込票のコピーを提出すること。e-ラーニング学習については日本臨床栄養学会HPを参照すること。

<https://www.emanabi.org/jscnindex/>